

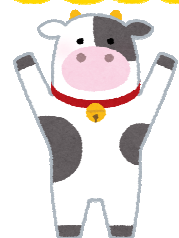
回 覧 令和3年1月15日(三股町) 代表☎: 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】   | 【No.】 | 【内容】                                    |
|--------|-------|---|
| <重要>   | 1     | ◆都城・北諸県圏域の赤圏域化および全県下の緊急事態宣言を受けての町長メッセージ |
| <募集>   | 2     | ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】                |
|        | 4     | ◆令和3年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します          |
|        |       | ◆「宮崎ねんりんピック2021」の参加者を募集します              |
|        | 5     | ◆児童館・児童クラブで働く人を募集します                    |
|        | 6     | ◆令和3年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します          |
|        |       | ◆国文祭で行われる町民参加型演劇の出演者を募集します              |
| <お知らせ> | 7     | ◆町証紙券売機を設置しました                          |
|        |       | ◆「令和2年度 三股町文化の祭典」開催中止のお知らせ              |
|        |       | ◆消費生活セミナー開催中止のお知らせ                      |
|        | 8     | ◆「第163回みまたん駅前よかもん市(朝市)」は中止します           |
|        |       | ◆「2021宮崎県ふるさと就職説明会」を開催します               |
|        | 9     | ◆「令和3年 春の合同就職説明会」を開催します                 |
|        |       | ◆「三股町立地適正化計画」説明会を開催します                  |
|        | 10    | ◆4月からの「殿岡生活改善センター」利用予約を受け付けます           |
|        |       | ◆法務局からのお知らせです                           |
|        | 11    | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています            |

2021



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも  
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した  
発令された警報を確認したい。  
よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】      | 【No.】 | 【内容】   |
|-----------|-------|--|
|           | 12    | ◆STOP交通事故！脇見・ぼんやり運転追放<br>歩行者優先の運転をしましょう<br>◆家内労働(内職)情報をお知らせします                     |
| <保健と福祉>   | 13    | ◆令和3年度放課後児童クラブのご案内(子ども)  |
| <保健と福祉>   | 14    | ◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します<br>◆ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は2月26日までです                  |
| <農林畜産業関連> | 15    | ◆農業従事者の皆さん<br>農業者年金(積立年金)に加入しませんか<br>～老後の備えは国民年金プラス農業者年金～                          |
|           | 16    | ◆2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします  |
|           | 17    | ◆畜産農家の皆さんへ<br>毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です<br>◆屋外で鳥を飼育している人へ<br>高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| <相談>      | 18    | ◆「行政相談」を実施します<br>◆「消費生活無料法律相談」を実施します   |
|           | 19    | ◆「無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています<br>◆「人権相談」を実施します                            |



## ◆都城・北諸県圏域の赤圏域化および全県下の緊急事態宣言を受けての町長メッセージ

町民の皆さまにおかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にそれぞれの立場でご協力・ご理解を賜り感謝申し上げます。皆さまのご協力により、第1波での感染者はゼロ、夏の第2波では6人が感染しましたが、大事に至っていません。その後、落ち着いた状況でしたが、寒波が訪れた11月には1人が、12月から年末年始にかけては、16人と感染者が急激に増えています。本町の1月7日現在の感染者数は23人です。県内でも11月中旬以降は、宮崎市や都城市でクラスターが発生し、新規感染者が急激に増え、7日には105人と1日の感染者の最多を記録しました。

このような状況を踏まえ、5日に県は全県下に「**感染拡大緊急警報**」の発令と同時に、**都城・北諸県圏域を対象にした「感染急増圏域（赤圏域）」（期間：1/9-1/22）の発令**も行いました。しかし、7日の105人との爆発的感染者増を受けて**歴史的な危機**との認識のもと、県独自の「**緊急事態宣言**」を**発令**しました。本県直近の人口10万人あたりの新規感染者数**32人**が、国の分科会が示すステージ4(爆発的な感染拡大)の25人を超えるとともに、医療提供体制のひっ迫度・負荷等を考慮しての発令です。特に**この圏域は、59.7人と危機的状況**です(6日現在)。この感染拡大を招いた原因が、年末年始の県外者との接触や感染状況の厳しい圏域との往来に端を発し、会食、職場等を通して拡大している現状から、基本的な感染対策である「換気、手指消毒、マスク着用、3密回避」にさらに努めていただくとともに、**外出自粛と飲食店の営業時間の短縮**を要請するものです。

「都城・北諸県圏域の赤圏域化」および「緊急事態宣言」における県の要請は、(1) **主な行動要請**として**外出自粛および県外との往来自粛、イベントの中止・延期、会食は4人以下で2時間以内、テレワークや時差出勤の奨励、高齢者等との会食配慮**と、(2) **飲食店の午後8時までの営業時間短縮要請**となっています。これらの発令を受け、本町では**図書館や体育施設等の公共施設は9日から22日まで休館**します。**小中学校は17日まで臨時休業**としますが、**放課後児童クラブは、より一層注意喚起しながら午前8時からの開所**とします。**保育所・認定こども園等は開園**をお願いし、保護者には**家庭での保育が可能な場合は、登園を控えていただく**ようお願いします。また、**中学校の部活動は17日まで、スポーツ少年団活動は22日まで中止**とします。そして、「**飲食店での会食**」は、**感染リスクが特に高いことから時短営業**をお願いするものです。時短要請に対しては、協力金を支給します。ご理解・ご協力をお願いします。

今は我慢の時です。町民一丸となって、この危機を乗り越えましょう。ただ、注意しても感染する危険は皆さんにあることから、疑わしい場合は早めの受診・検査をお願いします。もし感染したとしても卑屈になったり、委縮する必要はありません、感染者は被害者ですから。そして町民の皆さまへのお願いです。感染者に対する誹謗・中傷・偏見・差別は厳禁です。よろしくをお願いします。1日も早い終息を願って、今回の県の発令、三股町の対応にご理解とご協力をお願いします。

1月8日

三股町長 木佐貫辰生

## ■1月7日に県独自の「緊急事態宣言」が発令されました

県内の状況は、**歴史的な危機**に直面しています。地域医療を守り、県民の暮らしを守るため、県民が心を一つに最大限の感染防止に取り組む必要があります。

### ●「緊急事態宣言」の発令に伴う行動要請

#### (1) 主な行動要請

- ①原則、外出自粛（特に午後8時以降の外出自粛など）
- ②原則、県外との往来自粛
- ③イベントの中止・延期
- ④会食は4人以下、2時間以内
- ⑤テレワーク、時差出勤の推奨
- ⑥高齢者等との会食配慮

#### (2) 飲食店の営業時間短縮（午後8時まで）

### ●要請期間

1月9日（土）～1月22日（金）

※終期は、1月22日（金）までの感染状況を見極めて判断されます。

### ●協力金

飲食店が、営業時間短縮の要請に応じた場合、協力金を支給します。

詳しくは、町公式サイトを確認してください。



町公式サイトは  
こちらから

※この情報は、1月8日時点のものです。



## 募 集

### ◆町営住宅の入居者を募集します【3月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課窓口で説明します。

#### 1. 申込資格＝

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。  
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。  
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。  
※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。  
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。
  - ・60歳以上の人
  - ・生活保護を受給している人
  - ・身体障害者手帳（1級～4級）などの交付を受けている人
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。（公営住宅入居資格収入基準）  
※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。  
※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥自治公民館組織に必ず加入し、団地での共同生活ができる人。

#### 2. 申込書類の配付・受け付け＝

	申込書類の配付	申込受け付け
期 間	1月15日(金)～2月4日(木) (土曜・日曜を除く)	2月2日(火)～4日(木)
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

#### 3. 抽選会＝

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます。

抽選日時・・・2月15日(月)午前10時～

抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

※ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満たす人は当選倍率の優遇があります。

#### 4. 募集団地一覧＝

次のページ以降に掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

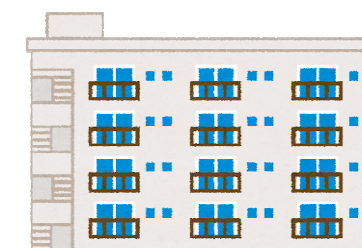
#### ※随時募集実施中

申し込み順に受け付けを行う随時募集も実施しています。また、今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、3月1日(月)から随時募集に切り替えます。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9066（直通）をお願いします。



●令和2年度 2月定期募集団地一覧

RC：鉄筋コンクリート

※○=あり、×=なし

団地名	小学校区	構造	建築年度	戸数	階数	部屋号数	間取り	家賃(円)	共益費	エレベーター	駐車場使用料	下水道使用料	シャワー・網戸	備考
中原	三股西	RC造 3階建て	H18	2	1階	C-57	1DK 単身可	15,300~ 22,800	○	○	○	○	○	
					2階	C-71	2DK	20,400~ 30,300						
			H17	2	2階	B-38	2DK	20,300~ 30,200						
					3階	B-51								
		H20	1	2階	E-110	2DK	20,500~ 30,600	×						
南原	勝岡	RC造 3階建て	S57	1	1階	19	3LDK	16,300~ 24,200	○	×	×	×	×	
塚原	三股	RC造 3階建て	H23	2	1階	A-5	2K 単身可	15,400~ 22,900	○	○	○	○	○	
					3階	A-31	3DK	20,100~ 29,900						
東原	三股	RC造 3階建て	H29	1	1階	A-1	2LDK	21,400~ 31,900	○	○	○	○	○	
長田	長田	木造平屋	S61	2	-	2・10	3DK	12,000~ 17,800	—	—	×	×	○	※浄化槽保守点検清掃委託の契約が必要

## ◆令和3年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します

令和3年4月～令和4年3月まで勤務する会計年度任用職員の登録者を募集します。町役場に勤務する会計年度任用職員は、事前に登録している人の中から選考・採用しています。(採用人数は、若干名です。)

会計年度任用職員とは、業務繁忙期などに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

登録する人は、「三股町会計年度任用職員任用申込書」(A4版)※申込書は、町の公式サイト(町政情報のページ)からダウンロードできます。)に必要事項を記入し、総務課職員係に提出してください。提出は、なるべく郵送でお願いします。なお、提出した申込書は原則返却できません。

1. 提出期限 = 2月1日(月)
2. 提出場所 = 町役場総務課 職員係(2階 ①番窓口)
3. 登録者募集内容

### 〈一般事務補助〉

募集条件	18歳以上で、パソコン操作(エクセル・ワード)ができる人(ただし、学生は不可)	
① 1日 7時間30分 勤務	雇用期間など	1ヵ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり)
	勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時
② 1日 5時間勤務	雇用期間など	1ヵ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり) ※一定の要件を満たす場合に加入します
	勤務時間	月曜～金曜 午前10時～午後4時(5時間)

### 〈資格・免許所持者〉

介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、図書司書、管理栄養士、教員免許取得者など

### ※注意事項

ご登録いただいても、希望する職種の求人がないなどの理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。

※お問い合わせは、総務課 職員係(2階 ①番窓口)  
☎: 52-1113(直通) お願いします。

## ◆「宮崎ねんりんピック2021」の参加者を募集します

■開催日 = 5月16日(日)

※ミニテニス競技は5月17日(月)・ゴルフ競技は5月19日(水)・ソフトテニス競技は5月23日(日)・なぎなた競技は6月6日(日)

■会場 = ひなた宮崎県総合運動公園ほか

### ■申込期間及び申込先

期間	申込先
2月1日(月) ～2月26日(金)	町教育課 スポーツ振興係(中央公民館) 県社会福祉協議会・長寿社会推進センター
2月1日(月) ～3月15日(月)	県社会福祉協議会・長寿社会推進センター

■申込方法 = 申込用紙に必要事項を記入して、期間内に申し込んでください。  
※申込用紙・競技実施要綱は中央公民館にあります。また、県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.mkensha.or.jp>)からもダウンロードできます。

■参加料 = 500円(参加決定後、郵便局で振り込んでください)

■参加資格 = 60歳以上(昭和37年4月1日以前に生まれた人)

### ■ねんりんピック実施種目(詳しくは競技実施要項をご覧ください)

<input type="checkbox"/> ラージボール卓球	<input type="checkbox"/> ソフトバレーボール	<input type="checkbox"/> ラグビーフットボール
<input type="checkbox"/> テニス	<input type="checkbox"/> ミニテニス	<input type="checkbox"/> パークゴルフ
<input type="checkbox"/> ソフトテニス	<input type="checkbox"/> 弓道	<input type="checkbox"/> 水泳
<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/> 剣道	<input type="checkbox"/> 卓球バレー
<input type="checkbox"/> ゲートボール	<input type="checkbox"/> なぎなた	<input type="checkbox"/> ダンススポーツ
<input type="checkbox"/> ペタンク	<input type="checkbox"/> 太極拳	<input type="checkbox"/> 還暦軟式野球
<input type="checkbox"/> ターゲット・バードゴルフ	<input type="checkbox"/> 四半的弓道	<input type="checkbox"/> 囲碁
<input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ	<input type="checkbox"/> ボウリング	<input type="checkbox"/> 将棋
<input type="checkbox"/> バウンドテニス	<input type="checkbox"/> ゴルフ	<input type="checkbox"/> 健康マーじゃん
<input type="checkbox"/> ミニバレーボール	<input type="checkbox"/> サッカー	

※「○」がついている種目は、「第33回全国健康福祉祭ぎふ大会」の予選会を兼ねています。

※お問い合わせは、県社会福祉協議会 長寿社会推進センター  
☎: 0985-31-9630  
FAX: 0985-31-9665 お願いします。



## ◆児童館・児童クラブで働く人を募集します

### ■児童厚生員・放課後児童支援員を募集します。

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。  
希望する人は福祉課 児童福祉係までお問い合わせ下さい。

### ●仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜・夏休み・ 春休み・冬休み	午前8時～午後6時30分 (休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日・12月29日～1月3日	
募集人員	若干名	
給与	月額平均 11万6,000円	
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当	
期間	4月1日～令和4年3月31日 (勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)	

### ●勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

### ●応募条件＝

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

### ■放課後児童クラブで児童支援員をサポートする補助員を募集します。

町では、新年度より児童クラブで児童支援員とともに働く人を募集しています。

仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない児童に、適切な遊びや交流の場を提供し、児童の安全や健康を配慮しながら、遊びを中心としたさまざまな活動を行う中で、児童支援員の仕事をサポートすることです。  
希望する人は、福祉課 児童福祉係まで履歴書をご提出ください。

勤務時間	月曜～金曜	午後2時～6時
	土曜・春休み・ 夏休み・冬休み	午前10時～午後6時 (6時間以上勤務する場合は休憩1時間)
雇用形態	登録制 放課後児童クラブの補助員を必要とする日もしくは時間に勤務を依頼	
賃金	詳しくはお問い合わせください。	
期間	4月1日～令和4年3月31日	

### ●応募条件＝

- ①子どもの指導ができる人。
- ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

### ●勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

### ●その他＝

登録時に希望する勤務場所や時間帯、曜日を指定することもできます。

※お申し込み・お問い合わせは、  
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎：52-9060 (直通) にお願ひします。





## ◆令和3年度 生涯学習講座「わくわく教室」の講師を募集します

町では、町民のさまざまな学習ニーズに応え、『学ぶ』『教える』生きがいを実現する場として、生涯学習講座「わくわく教室」を開設します。

皆さんの特技や経験を生かしてみませんか？

教室の開設を希望される人は、次の内容を確認して、申請をしてください。

### ■教室の実施期間 =

6月～令和4年2月（実施回数により実施期間は変動します）

### ■教室の開設予定数 =

30教室

（申し込みが30教室を超えた場合は、新規教室を優先し、抽選とします）

### ■教室の開設基準 =

生徒数・・・10人以上の受講生が見込めること

（受講生の募集は町教育委員会で行います。受講生のうち、3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします。）

教室の時間・・・1回当たり原則2時間

（講師謝金：1時間2,500円を支払います）

実施回数・・・最大10回まで

ただし、1回1時間の教室の場合は、20回まで認めます。

教室の場所・・・中央公民館や地区分館、町立の体育施設、町立学校の体育館

### ■講座内容 =

次のいずれかの学習内容とします。

- (1) 一般教養に関する学習
- (2) 芸術、文化、スポーツに関する学習
- (3) 社会参加や自己啓発につながる学習
- (4) 地域づくりにつながる住民の学習
- (5) その他、町教育委員会が適当と認める学習



### ■応募資格 =

生涯学習活動に意欲のある人で、自主的に講座を開設して講師を勤めていただくことができれば、誰でも応募できます。

ただし、政治、宗教や営業活動を伴ったり、高額な経費を必要としたりするなど、町教育委員会がふさわしくない内容であると判断した場合にはお断りいたします。詳細は直接お問い合わせください。

### ■申請受付（教室開設申請及び施設貸出予約申請） =

・受付期間：2月1日(月)～2月8日(月)

午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く）

・申請場所：教育課生涯学習係（町中央公民館内）

※印かんを持参ください。受付期間外の申し込みはできません。

※お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）

☎：52-9311（直通）をお願いします。

## ◆国文祭で行われる町民参加型演劇の出演者を募集します

7月17日～18日に開催の第35回国民文化祭・みやぎ2020、第20回障害者芸術・文化祭みやぎ大会2021年分野別フェスティバル「みまた、まちとひとの演劇フェスティバル」内で行われる町民参加型演劇の参加者を募集します。

町内に暮らす人々に、それぞれの「人生の物語」を聞いて、そのインタビューをもとに構成し上演する演劇作品です。

劇団こふく劇場 永山智行さんが、福島県いわき市で2015年から作り続けているインタビュー演劇作品が、三股町編として上演されます。演劇経験の有無は問いません。町内に住む人々の「ことば」からどんな「物語」が見つかるか、一緒に探してみませんか。

■募集人数 = 約15人

■対象 = 町内在住もしくは職場が町内で高校生以上の人

■上演日 = 7月17日(土)・18日(日)

■ワークショップ・取材開始 = 2月～3月

■稽古 = 6月～7月

■参加費 = 無料

■応募方法 = 申込書は「文化会館 事務室」、「町役場 総合受付」にあります。また、「文化会館ホームページ」からダウンロードする事も可能です。申込書に必要事項を記入し、文化会館事務室に提出してください。

■応募締め切り = 1月31日(日)

※お問い合わせは、教育委員会 教育課 文化係（町立文化会館）

☎：51-3462 をお願いします。



## お知らせ

### ◆町証紙券売機を設置しました

町証紙券売機を会計課前に設置しました。現在の町証紙と同様に三股町の証明書・閲覧などの手数料としてご利用できます。

券売機での購入方法、金額の誤った証紙購入などがあった場合の返金など、不明な点がありましたら会計課にお問い合わせください。

なお、戸籍・住民票・税証明書関係手数料は、一覧表のとおりです。

#### 〈 戸籍・住民票・税証明書関係手数料一覧表 〉

戸籍・住民票関係手数料	戸籍謄本・抄本	1通 450円	住民票	1通 300円
	除籍謄本・抄本	1通 750円	戸籍の附票	1通 300円
	改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	受理証明書	1通 350円
	印鑑証明書	1通 300円	身分証明書	1通 300円
	印鑑登録証の再交付手数料	1件 500円		

税関係手数料	土地、建物又は償却資産に関する証明	1件 300円
	住宅用家屋証明申請手数料	1件 1,300円
	納税に関する証明	1件 300円
	その他の証明 ※土地家屋名寄帳は枚数による	1件 300円
	台帳閲覧及び航空写真（白黒）の交付	1件 300円
	航空写真（カラー）の交付	1件 350円

※お問い合わせは、  
会計課（1階 ②番窓口）  
☎：52-9633（直通）をお願いします。

### ◆「令和2年度 三股町文化の祭典」開催中止のお知らせ

2月6日（土）、7日（日）に開催を予定してました「令和2年度 三股町文化の祭典」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、皆さまの安全確保などを検討した結果、本年度の開催を見送ることとしました。

三股町文化の祭典実行委員会は、新型コロナウイルス感染症の早期収束を心から願い、来年度以降の開催ができますよう準備を進めて参りますので、皆さまにはご理解をいただきますようお願いいたします。

※お問い合わせは、  
三股町文化の祭典実行委員会事務局  
☎：51-3462（町立文化会館）  
☎：52-9311（教育課 生涯学習係）をお願いします。

### ◆消費生活セミナー開催中止のお知らせ

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、消費生活に関するセミナーを開催しています。

2月14日（日）に開催を予定しておりましたセミナー「これでばっちり！相続と贈与」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、中止します。なにとぞご理解をいただきますようお願いいたします。

※お問い合わせ・お申し込みは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999  
都城市消費生活センター ☎：23-7154  
をお願いします。



## ◆「第163回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します

近隣での新型コロナウイルス感染症感染患者の発生状況を受けて、来場者および運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、1月24日（日）に開催を予定していました「第163回みまたん駅前よかもん市（朝市）」の中止を決定しました。

開催を楽しみにしていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、次回以降の開催につきましては、チラシやよかもんや店頭、回覧でお知らせします。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

## 中止のお知らせ

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」  
☎：52-3131 にお願ひします。

## ◆「2021宮崎県ふるさと就職説明会」を開催します

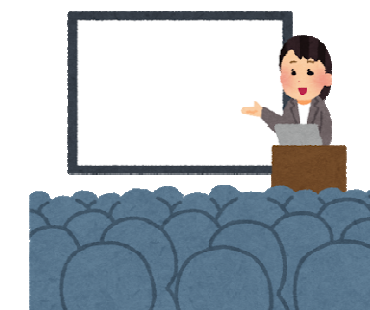
オンライン形式で、「2021宮崎県ふるさと就職説明会」を開催します。今回実施する就職説明会は、県内企業への就職を希望する人が対象で、年齢制限はありません。県内での就職を希望される人であれば、どなたでもご参加いただけます。

参加には、専用サイトの申し込みフォームから事前申し込みが必要になります。

■日時 = 2月27日（土）、28日（日）  
午前10時～午後5時30分

■主催 = 宮崎県、宮崎労働局

■内容 = ①県内企業などの魅力紹介  
②チャットによる質疑応答  
③新卒学生、一般求職者向け就職ガイダンス  
④（県外3会場での）オンライン視聴環境、UIJターン就職相談コーナーの設置



■参加企業 = 県内企業約50社および行政関係機関  
※参加企業の情報は、県公式サイトでご確認ください。

■対象者 = 県内企業に就職を希望する人

■申込方法 = 専用サイトの申し込みフォームから事前申し込み

■参加費 = 無料

※お問い合わせは、県雇用労働政策課

☎：0985-26-7105 にお願ひします。

## ◆「令和3年 春の合同就職説明会」を開催します

三股町地域雇用創造協議会では、町内および都城市の求職者と企業の出会いの場として「令和3年 春の合同就職説明会」を開催します。

今回実施する就職説明会は、一般の求職者だけでなく、同時にシニア層および障害者向けのブースを設け、求職活動の機会を確保し就業に繋げることを目的の一つとしています。

当日は、個別ブースで企業の担当者と何社でも面談ができますので、求職中の人は選択の可能性が大きく広がります。一般の求職者をはじめ、シニア層や障害のある人もぜひご参加ください。

■日 時＝ 2月10日（水）午後1時30分～4時

■会場＝ ホテル中山荘2階ダイヤモンドホール  
（都城市松元町3-20）

■主催＝ 三股町地域雇用創造協議会

■後援＝ 都城公共職業安定所

■内容＝ 各企業ブースにて個別面談・説明

- ①新卒求人企業ブース
- ②一般求人企業ブース
- ③シニア層求人企業ブース
- ④障害者求人企業ブース
- ⑤ハローワーク相談コーナー

■参加企業＝ 都城公共職業安定所管内（本町、都城市）の企業20社程度

■対象者＝ 都城公共職業安定所管内の企業に就職を希望する人  
（居住地不問）

■参加費＝ 無料（事前の申し込みは不要です。）



### 【ご来場の皆さまへのお願い】

- ・マスクの着用にご協力ください。
- ・アルコール消毒にご協力ください。
- ・検温を行います。（37.5度以上の方は入場をご遠慮願います。）
- ・当日、体調のすぐれない方の入場はご遠慮願います。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を十分に取ったうえで開催します。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止する場合があります。ご理解のほどお願いします。

※お問い合わせは、  
三股町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 お願いします。

## ◆「三股町立地適正化計画」説明会を開催します

### ○立地適正化計画とは？

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できることとなった計画で、まちの将来を「持続可能なまち」とするために一定のエリアにおける人口密度を維持するとともに、そのエリア内に商業・医療・福祉など生活に欠かせない都市機能を誘導するものです。そして、交通ネットワークでどこからでもアクセスが可能となる仕組みを構築することで、快適かつ安全で暮らしやすい都市の実現を目指します。

### ○本町におけるまちづくりの課題と方針

本町は、これまで人口が増加してきましたが、まち全体で見ると、まちの西側に人口が集中している一方で、まちの中心地（三股駅、文化会館、町役場周辺）の人口が減少傾向にあります。そこで、まちの中心地に人や施設などを呼び込み、『賑わいの場』を創出することを目的に計画策定に着手しています。また、中心地だけでなく、各地区の特性が発揮できるような方針・施策を盛り込むことでより魅力あるまちにすることを狙いとしています。

本計画に対する理解を深めていただくため、次のとおり住民説明会を開催します。

### ○日時

日にち	時間	対象地区
2月6日（土）	午前10時～正午	1地区、7地区
	午後2時～4時	8地区、9地区
2月7日（日）	午前10時～正午	2地区、3地区
	午後2時～4時	4地区、5地区、6地区

○会場 町役場 4階 第1・第2会議室

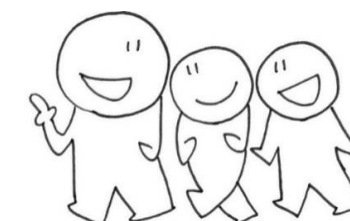
※会場の都合により、地区ごとに開催日時を設定していますが、お住いの地区以外の日時にお越しいただいても構いません。

当日は、新型コロナウイルス感染症の対策をしたうえで実施しますが、参加者の皆さんの安全面を考慮して説明会を中止する場合があります。

詳しくは、町公式サイトを確認してください。

※お問い合わせは、  
企画商工課 施設推進係

☎：52-1120（直通）をお願いします。





## ◆4月からの「殿岡生活改善センター」利用予約を受け付けます

4月2日から来年3月末までの殿岡生活改善センターの利用予約受け付けを2月1日から開始します。

予約は、殿岡生活改善センター（☎：52-7234）に電話で直接お申し込みください。

※後日、キャンセルとならないよう、計画を十分に立ててから予約をしてください。

### ■「殿岡生活改善センター」をご利用ください

友人やご家族と一緒に安心・安全な手づくり加工食品を作ってみませんか？殿岡生活改善センターでは、農畜産物などの加工を行うための機械や食品保存のための真空包装機が設置してあり、手作りのみそやめんつゆ、郷土菓子などを作ることができます。

また、施設内には、大会議室や和室も整備してあり、研修会や勉強会などでも利用できます。

#### 【作ることができる加工食品の例】

・みそ ・めんつゆ ・すしの具 ・ドライカレー ・麻婆の素  
・ふくれ菓子 ・かるかん ・たけのこ真空包装 など

※機械の使い方は施設指導員が教えますので、安心してご利用ください。

■**利用時間**：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分  
（後片付け・事務処理時間を含む）

■**休館日**：土・日・祝日、年末年始

※機械点検のため、使用できない日があります。詳しくは、殿岡生活改善センターにお問い合わせください

### ■加工室を利用するにあたっての注意事項

- ①準備の都合がありますので、必ず1週間前までに予約をしてください。  
（ただし、当日空きがある場合は当日申請でも利用できる場合があります）
- ②材料は、利用者が購入し、準備してきてください。  
（準備するものや購入先が分からない人はお問合せください）
- ③みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
- ④殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。

※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）☎：52-9086（直通）  
殿岡生活改善センター ☎：52-7234 にお願ひします。

## ◆法務局からのお知らせです

### ■相続登記はお済みですか？

相続登記をしないでいると・・・

- ①相続人のうちの一人が亡くなり、更に二次、三次の相続が発生すると、相続人の数が増え、手続きがますます難しくなります。
- ②土地・建物の売却やローンの手続きに時間がかかります。
- ③実際の所有者が分からないため、災害復旧や防災のための工事ができないなどの社会問題となります。

自分の権利を大切にすることはもちろん、次世代の子どもたちのためにも、未来につながる相続登記をしませんか？

※詳しくは、宮崎地方法務局ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

### ■法定相続情報証明制度をご存知ですか？

法務局では、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を開始しています。

各種相続手続きでは、お亡くなりになられた人の戸除籍謄本などの束を、相続手続きを取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に戸除籍謄本などの束と併せて相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するというものです。

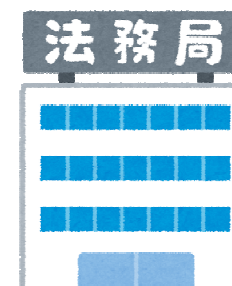
その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本などの束を何度も出し直す必要がなくなることから、スムーズな相続手続きが可能になります。

※詳しくは、宮崎地方法務局ホームページ「法定相続情報証明制度が始まりました」をご覧ください。

※お問い合わせは、

宮崎地方法務局 総務課

☎：0985-22-5125 にお願ひします。





## ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

### ■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。（購入する前に、申請が必要です。）

### ■補助対象装置＝

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税等を滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

### ■補助対象経費および補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

## ◆STOP交通事故！脇見・ぼんやり運転追放 歩行者優先の運転をしましょう

昨年末から県内では、高齢者が関係する交通死亡事故が相次いで発生しています。ゆとりをもって安全運転を心がけましょう。

### ★自動車などの運転者は・・・

脇見・ぼんやりなどの漫然運転をやめ歩行者優先の運転をしましょう

☆「かもしれない運転」に努めましょう。

☆スマホを見ながらなどの「ながら運転」は禁止です。

☆横断歩道は歩行者優先、マナーではなくルールです。

※横断歩道を横断中、または横断しようとしている歩行者・自転車があるときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。そのまま通過する運転は交通違反です！

夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転など、危険運転防止のために

☆夕暮れ時は、自動車も自転車も早めにライトをつけましょう。

☆妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。

☆飲酒運転も犯罪です。二日酔い運転にも注意しましょう。自転車でも飲酒運転になります。

### ★歩行者は・・・

反射材をつける、明るい目立つ色の服装をすることを徹底しましょう

☆早朝・夕暮れ・夜間時は、明るい目立つ色の服装を着用し、反射材をつけて、自動車などの運転者に「早めに気づいてもらう」工夫をしましょう。

☆道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。

### ■高齢者が関係する交通事故状況

(11月27日から12月18日 ※都城警察署 「交通安全情報」より)

発生日時	場所	状況	死者
11月27日 午後3時10分	小林市 その他	民家敷地内へ左折進入時、敷地内歩行者と衝突	93歳女性
11月28日 午後4時30分	高鍋町 県道	左カーブ進行中、対向車線にはみ出し対向車と衝突(対向車の運転者と同乗者が死亡)	79歳女性 78歳女性
12月4日 午前10時	宮崎市 県道	直線道路進行中、道路上の歩行者と衝突	89歳男性
12月10日 午前11時30分	小林市 国道	直線道路進行中、道路横断中の歩行者と衝突	90歳女性
12月14日 午後6時15分	三股町 県道	直線道路進行中、道路横断中の自転車(歩行者)と衝突	86歳女性
12月18日 午後6時45分	宮崎市 市道	交差点直進中、右折中の原付バイクと衝突	81歳女性
12月18日 午後7時50分	延岡市 県道	直線道路進行中、横断歩道横断中の歩行者と衝突(71歳女性が意識不明の重体)	

※お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎: 52-1110 (直通) にお願ひします。



## ◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

### ◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください)。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。  
※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年12月22日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業	三股町、都城市とその周辺	4円～(宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談) 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万円～4万5千円

### ◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか?  
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



### ※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号  
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス: 25-0300  
相談日: 月曜～金曜日(土曜・日曜・祝日は休み) 相談時間: 午前9時～午後5時  
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索



## ◆令和3年度放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。利用するには、放課後児童クラブへの「**入会申請**」が必要です。

### ■利用できる日時・利用料金＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜～金曜	午後2時～6時30分	月額 3,000円
土曜、学校休業日	午前8時～午後6時30分	

※同じ世帯から2人以上の登録がある場合の利用料金は、2人目は2分の1の額、3人目以降は0円となります。

※生活扶助、児童扶養手当、就学援助を受けている世帯、小規模特認校制度を利用し、かつ、スクールバスを利用している世帯は利用料金の免除制度があります。

### ■利用できない日＝

日曜、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など。

### ■対象児童＝

①放課後に就労などで保護者が不在となる児童

②保護者が就学・疾病・看護・出産（育児休業の場合を除く。）などで、全育成上支援を要する児童

※上記①、②のいずれかに該当する必要があります。

※原則として低学年の児童が優先となります。

※保護者の責任で送迎を行ってください。



### ■登録期間＝ 4月1日～令和4年3月31日

### ■登録できる放課後児童クラブ

原則として、ご自宅近くの放課後児童クラブへの登録になります。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労などの状況（就労時間・就労日数など）を考慮して決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブへ登録できるとは限りません。定員を超える場合は他のクラブへの登録もしくは登録待機となります。また、登録申請時や年度途中の退会により定員を大きく下回った場合も他のクラブへの登録となることがありますのでご了承ください。

### ■登録方法＝ 児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、

①三股町放課後児童クラブ入会申請書 一式

②就労証明書または入会要件申立書

③三股町放課後児童クラブ利用料金免除申請書（該当者のみ）

を揃えて申請期間内にご提出ください。

申請書類	各児童クラブで配布しています。
申請書類提出期間	1月4日（月）～1月30日（土）
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。

### ■入会承認＝

申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「三股町放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

### ■児童クラブ一覧＝

名称	運営	開設場所	電話番号	備考	
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに保険料として年額800円徴収させていただきます。	
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099		
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336		
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814		
三股西小第一児童クラブ1	町	中原団地広場内施設	51-2780		
三股西小第一児童クラブ2					
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092		
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947		
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844		
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251		
長田児童クラブ	町	長田小学校内	070-2341-7922		
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533		
放課後児童クラブたでいけキッズ	法人	蓼池3541-29	52-5060		利用料金のほかにおやつ代や昼食代等の実費徴収があります。詳しくは直接お問い合わせ下さい。
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002-2（中米）	52-1376		

※放課後児童クラブたでいけキッズは社会福祉法人信愛福祉会、キッズリターンクラブは社会福祉法人心耕福祉会が運営する児童クラブとなります。

※登録できる学年、学校区、対象地域、利用時間など町が運営する児童クラブと異なる点がありますので詳しくは直接お問い合わせください。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060、または各児童クラブにお願いします。



## ◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

### ■まかせて会員の条件

1. 町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
2. 子育て支援に意欲のある人
3. 性別は問いません

### ■まかせて会員になるには

1. センターが実施する講習会を受講する（全7講義、2日間）
2. センターに入会申込書を提出する

### ■講習会の日程

- 日時：2月17日（水）午前8時40分～午後3時30分  
2月18日（木）午前8時50分～11時  
※2日間とも受講が必要です。

- 場所：町総合福祉センター「元気の杜」

- 内容：保健師、管理栄養士、小児科医などによる子ども・子育てに関する講義

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講習会を中止する場合があります。

### ■活動の内容

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です

（平日1時間あたり600円、土・日・祝日は800円）

※補償保険に加入しています。（保険料はセンターが負担）

※お申し込み・お問い合わせは、

ファミリー・サポート・センター たんぽぽ

☎：51-5688 にお申し込みをお願いします。



## ◆ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は2月26日までです

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

**申請には期限があります。2月26日（金）までに申請してください。**

### 1. 申請が必要な人

- ①公的年金などを受けていることで、令和2年6月分の児童扶養手当が受けられなかった人

- ・基本給付（1世帯5万円、第2子以降3万円）を受け取れます。
- ・新型コロナウイルスの影響により収入が減少した人は、追加給付（1世帯5万円）も受け取れます。

- ②令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている人

- ・基本給付（1世帯5万円、第2子以降3万円）を受け取れます。

- ③ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を受けたひとり親家庭の人で、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した人

- ・追加給付（1世帯5万円）を受け取れます。

### 2. 支給要件や申請方法

支給には収入などの要件があるほか、申請書などの提出が必要です。

また、再支給分もあわせて手続きができますので、お早めに申請してください。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

◆農業従事者の皆さん  
**農業者年金（積立年金）に加入しませんか**  
**～老後の備えは国民年金プラス農業者年金～**

「**農業者年金**」は、自分自身が納めた保険料とその運用収入を積み立て、その額に応じて年金額が決まる**確定拠出型年金**です。

**【加入資格】**

- ◎国民年金のみに加入し、年間60日以上農業を営む60歳未満の人
  - （注1）国民年金の付加年金（保険料月額400円）への加入が必要
  - （注2）国民年金保険料の免除者は加入できません
  - （注3）国民年金基金（みどり年金基金）に加入していない人

☆配偶者、後継者など家族農業従事者、自分名義の農地を持っていない農業者も加入できます。

☆脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

**【保険料】**

- ①月額2万円～6万7,000円の間で、千円単位で自由に納付金額を決めることができます。農業経営の状況や老後設計に応じて納付金額はいつでも変更できます。
- ②条件を満たせば、2割から5割の保険料助成（国庫補助）が受けられる「政策支援制度」があります。ただし、保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。また将来、国庫補助額分を年金として受け取るためには、経営継承などの条件を満たす必要があります。

**【税制の控除】**

◎納付した保険料の全額が、**社会保険料控除**として所得から控除でき、**節税につながります。**

**★農業者年金の支給額（年額）の試算**

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円で加入した場合			
		運用利回り2.07%の場合		運用利回り3.00%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	76万円	65万円	94万円	80万円
30歳	30年	52万円	44万円	61万円	52万円
40歳	20年	31万円	27万円	35万円	30万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	13万円

★この試算は、通常加入の保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%および3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。運用利回り2.07%は制度発足以降11年間の運用利回りの平均です。予定利率1.15%は農林水産省告示（平成25年4月1日施行）で定められている率です。

※お問い合わせ・ご相談は、  
 農業振興課 農業委員会事務局（3階 ③番窓口）  
 ☎：52-9087（直通）  
 または、  
 都城農協三股支所 金融共済課 ☎：52-1122  
 農業者年金基金 ☎：03-3502-3942  
 お願いします。



◆ 2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★ 2月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p><b>回収日：2月24日（水曜日）</b>                  ≪午後1時30分～3時≫                  ★回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：<b>3月3日</b>                  ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。                  ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>注意①：</b>サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。  <b>注意②：</b>金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別については、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は<b>現金支払い</b>です。                  ★印かん（認め印可）をお持ちください。                  ★処分場内は徐行運転で走行してください。                  ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。                  本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

**農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」**

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、  
持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農ビマーク入りのもの</li> <li>・透明の農ビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10～15kgのつづら折りにする。</li> <li>・サイドの耳ひもは取り除く。</li> <li>・農ビ以外のものを混入しない。</li> </ul>

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟質ポリ</li> <li>・ポリ系フィルム</li> <li>・不織布、灌水チューブなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。</li> </ul>

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート</li> <li>・サイレージネット</li> <li>・ポリ製農薬容器</li> <li>・水稻用育苗箱</li> <li>・農業用タンクなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハトメなどの<b>金属部分があれば除去すること。</b></li> <li>・農薬容器は、キャップをはずし、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。</li> </ul>

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、

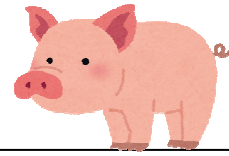
農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）にお願いします。





## ◆畜産農家の皆さんへ



# 毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

宮崎県内の養鶏場においても高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。近隣地域では野鳥の糞便からもウイルスが検出されており、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と  
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

### 《 次のことを守りましょう 》

#### ①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

#### ②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

#### ③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

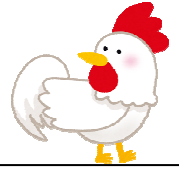
#### ④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。  
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）  
☎：52-9088（直通）をお願いします。

## ◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



高病原性鳥インフルエンザが蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害をもたらします。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

### ◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

### ◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

### ◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！



### ◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！

#### お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります）
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
  - ①すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
  - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）☎：52-9088（直通）  
都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151  
北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	2月1日(月)	2月15日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】2月10日(水) 【都城市】2月26日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】市消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <b>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</b> ・消費生活に関する法律相談です <b>（個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外）。</b> ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

## ◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	2月16日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分(1人30分)
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどろなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申 込 方 法	相談は予約制です。 相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会  
☎：52-1246 にお申し込みします。



## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、  
町社会福祉協議会  
☎：52-1246 にお申し込みします。

## ◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※無料で相談できます。

### ■特設人権相談

期 日	2月4日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	ばば 真吾、 <sup>しんご</sup> 竹之下 <sup>たけのした</sup> 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

### ■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談：総務課 行政係(2階 ②番窓口)  
☎：52-1112(直通)
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局  
☎：22-0490 にお申し込みします。